

【図表1】 核合意に伴う米国の制裁解除の状況

一次制裁(U.S. Person : 米国人(グリーンカード保持者含む)、米国法人)

■ イランとの直接的・間接的な取引につき原則禁止

- 例外
- ・イランへの商業旅客機および関連部品・サービスの直接・間接での販売・輸送
 - ・核合意内容に合致する米国人が所有・支配する非米国企業による
ピスタチオ、キャビアを含むイラン産食品およびカーペットの米国への輸入
(すべてライセンス制)

二次制裁(Non-U.S. Person : 米国人以外)

■ イランとの取引に際し米国金融システムの仲介は原則禁止(米ドル決済不可)

■ 制裁対象リストに載っている個人・法人との取引の禁止

- 対象
- ・SDN (Specially Designated Nationals and blocked Persons)リスト
 - ・FSE (Foreign Sanctions Evaders)リスト

■ 米国の製品・サービス・技術(いずれも米国オリジンが10%以上)のイランへの輸出・再輸出・売却・提供の原則禁止
(ライセンスを取得すれば可能)

出所：各種資料を参考に丸紅経済研究所作成